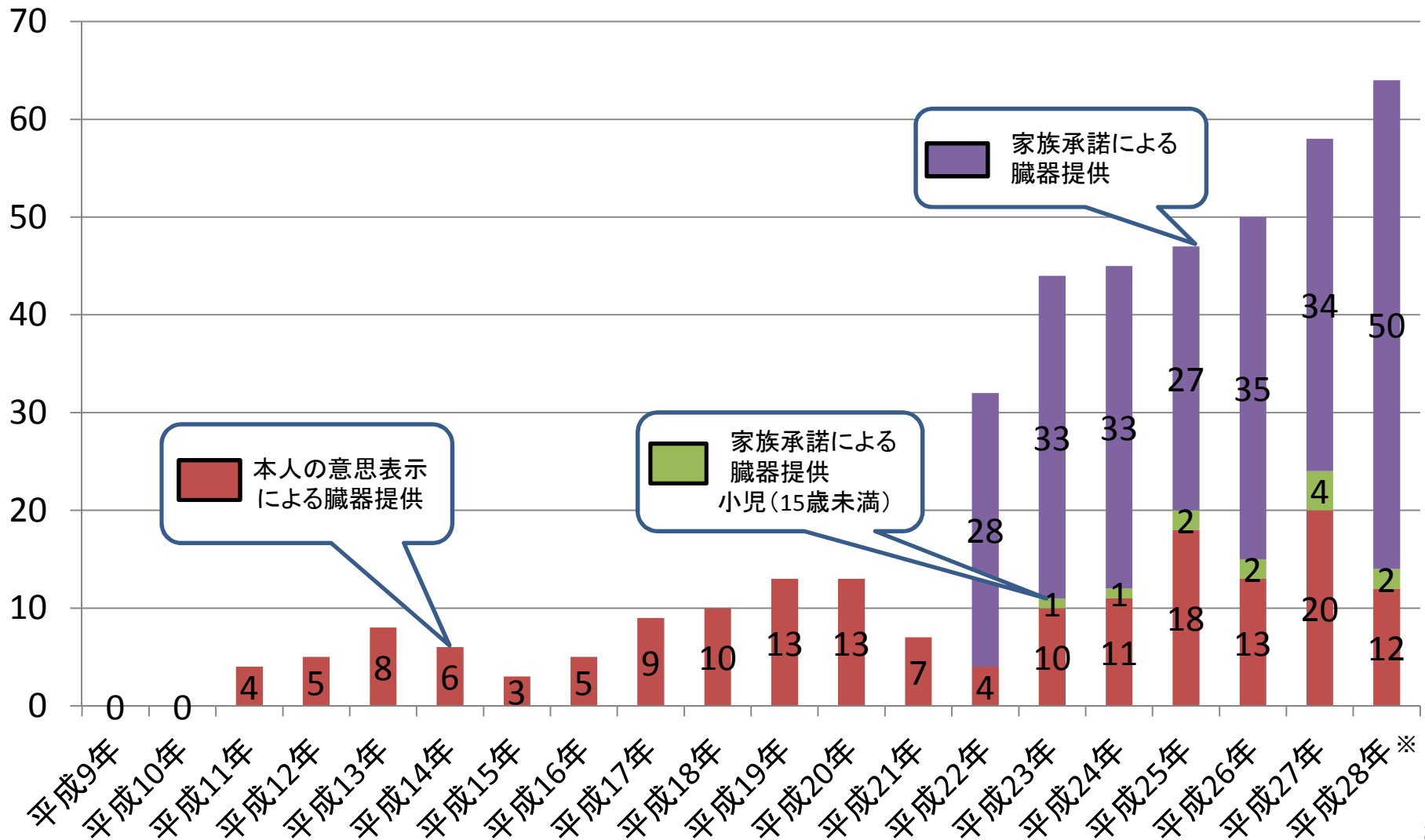


臓器移植における現状と課題について

脳死下での臓器提供者数の推移(年別)

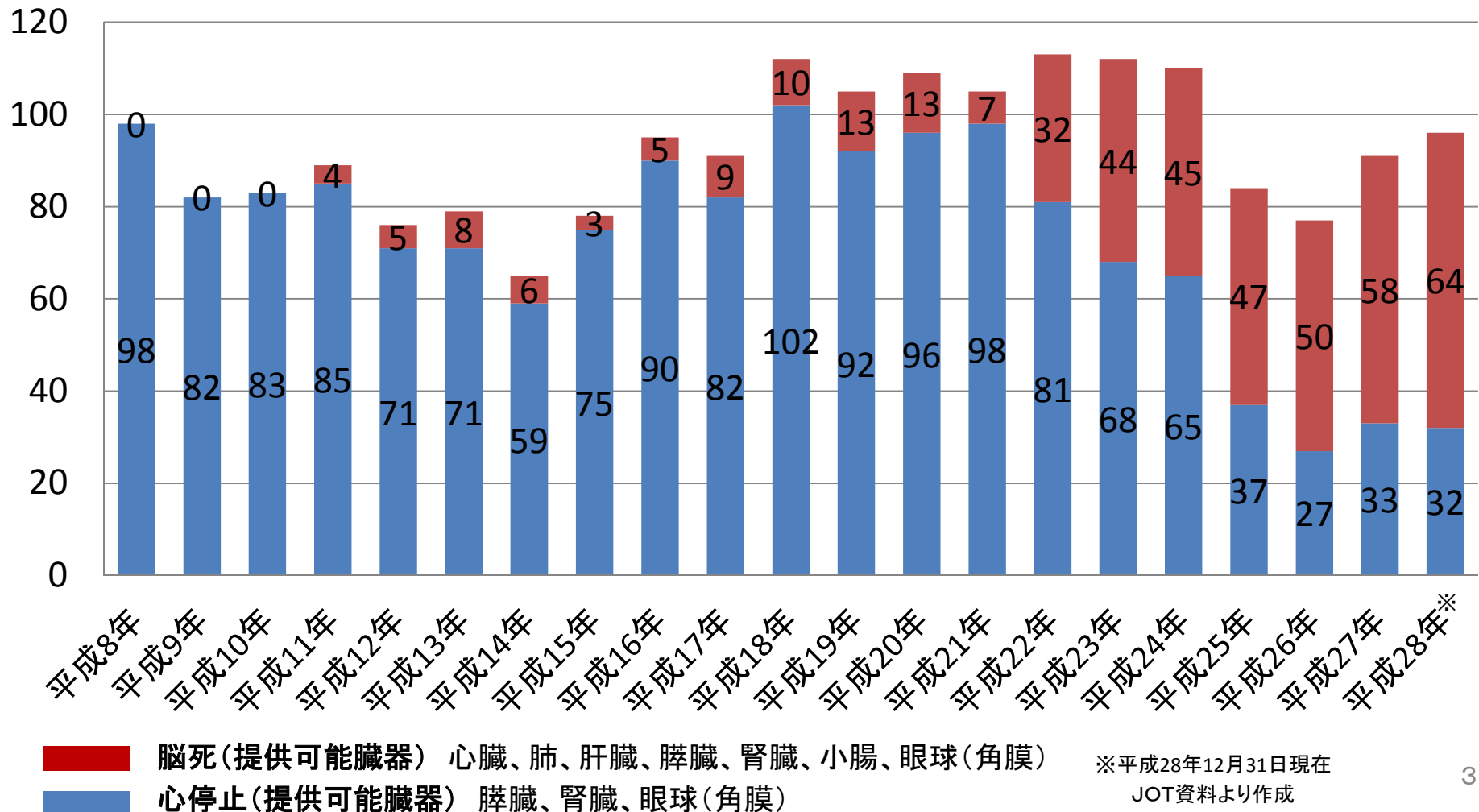
○ 平成9年10月(法施行)～平成28年12月31日現在 累計 423例
 ○ 改正法施行(平成22年7月)後 337例 (うち家族承諾 252例)



※平成28年12月31日現在

臓器提供の件数の推移(年別)

平成9年10月(法施行)～平成28年12月31日までの脳死下臓器提供事例 423例
 平成22年の改正臓器移植法施行後の脳死下臓器提供事例 337例
 うち・本人意思が不明で家族同意のみで臓器提供に至った事例・・・ 252例
 ・15歳未満の臓器提供事例・・・ 12例



臓器移植希望者の件数（平成28年12月31日時点） （日本臓器移植ネットワークHPより）

心臓

0-9歳	21	15歳未満 32名
10-19歳	32	
20-29歳	61	
30-39歳	92	
40-49歳	153	
50-59歳	115	
60-69歳	82	
70-79歳	0	
合計	556	

肺

0-9歳	2	15歳未満 4名
10-19歳	14	
20-29歳	22	
30-39歳	62	
40-49歳	105	
50-59歳	92	
60-69歳	12	
70-79歳	0	
合計	309	

肝臓

0-9歳	4	15歳未満 9名
10-19歳	18	
20-29歳	20	
30-39歳	46	
40-49歳	84	
50-59歳	114	
60-69歳	60	
70-79歳	1	
合計	347	

膵臓

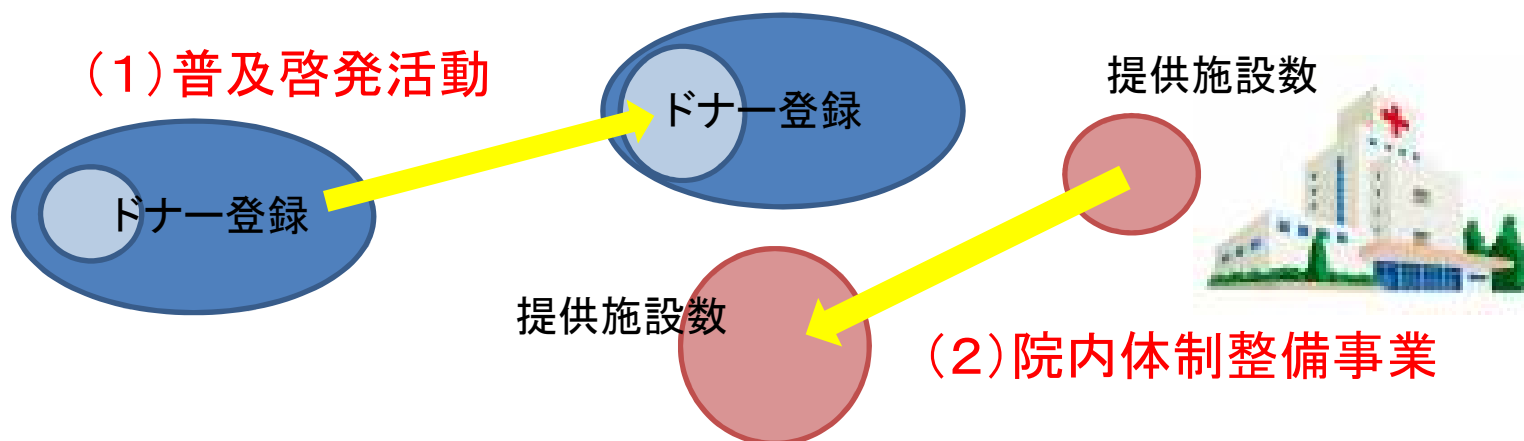
0-9歳	0	15歳未満 0名
10-19歳	1	
20-29歳	1	
30-39歳	29	
40-49歳	106	
50-59歳	58	
60-69歳	6	
70-79歳	0	
合計	201	

腎臓

0-9歳	31	15歳未満 55名
10-19歳	82	
20-29歳	267	
30-39歳	1158	
40-49歳	3533	
50-59歳	4274	
60-69歳	3109	
70-79歳	374	
合計	12828	

「臓器移植」に関する現状と課題

- ▷ 移植医療について国民の理解を深め、その意思を尊重するため、
 - 国民に対する普及・啓発活動
 - 客観的かつ医学的な基準による適切・公平なあっせん体制の確保
 - 臓器の提供・移植施設に対し、厳格な基準で限定することによる信頼性確保
 - 提供事例ごとの検証や国会への年次報告など、臓器移植の実施に関する透明性の確保などに、これまでは取り組んできた。
- ▷ しかし、提供数が移植を必要とする数より少ない状況が続いている。
⇒ 現状における課題
- ▷ 提供数が少ない理由としては、
(1)ドナーの数が少ないこと、(2)提供施設数が少ないこと、の2点に集約される。
- ▷ 上記の課題に対する解決策としては、
(1)普及啓発活動、(2)院内体制整備事業 が考えられる。



(1) 普及・啓発活動

対応方針

これまでの普及・啓発活動により、国民の「臓器移植」への認識・理解は一定程度進んでいる。現状分析の結果を踏まえ、今後は、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及・啓発に取り組んでいく。

1. 意思表示カード等を活用した普及・啓発

【これまでの取組】



一般向け普及啓発活動

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で添えて下さい。

住所

備考 ※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1,2,3.のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の高に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の高に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

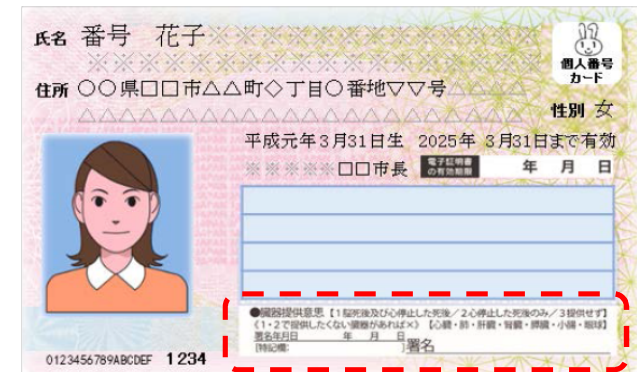
（1又は2を選んだ方で、提供したい臓器があれば、×をつけて下さい。）
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
【特記事項: _____】

署名年月日: _____ 年 ____ 月 ____ 日
本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____



【新しい取組】

「個人番号カード」(H28.1月～)でも臓器提供意思表示が可能に



臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

※中学生向けのパンフレットを作成し、毎年度末に、全国の中学校、教育委員会に送付している。

健康保険証及び運転免許証

裏面への意思表示

(1) 普及・啓発活動

2. 臓器移植普及推進月間(毎年10月)の取り組み

○ 「グリーンリボンキャンペーン」の実施

- 東京タワーをグリーンにライトアップ(10月16日(日)17:15~22:00)
- 東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示(10月中)
- 啓発番組「2%のきせき」放送
(テレビ東京系列11月3日(木・祝)AM9:11~)

東京タワーのライトアップに向けたPR



○ イベントの開催

- 臓器移植推進国民大会:10月23日静岡県
主催:厚労省、臓器移植ネットワーク他
- 2016年度臓器移植フォーラム:10月9日福島県、10月22日新潟県
主催:全国腎臓病協議会他
- 第19回ドナーファミリーの集い:10月10日東京都
主催:角膜センター・アイバンク他

3. 年間を通じた取り組み

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取り組みを実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、中学校への配布
- 免許センターでの意思表示に関するリーフレットの配布

リーフレット



中学生向けパンフレット



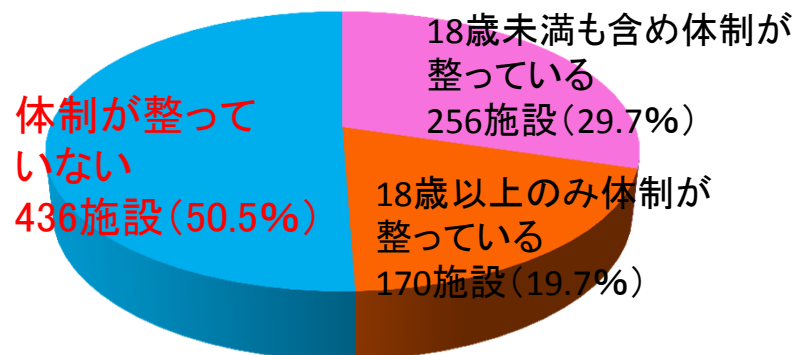
4. 本年度の取り組み

本年度は、平成9年10月16日に施行された臓器の移植に関する法律(臓器移植法)の施行20周年となる。本年10月15日にイイノホールで臓器移植国民大会を実施し、同時に各地でも20周年記念イベントを実施予定である。

(2) 院内体制整備事業

5類型施設の体制整備状況（平成27年6月末現在）

5類型施設（862施設）



【5類型該当施設】

合 計	大学附属病院	日本救急医学会 指導医指定施設	日本脳神経外科 学会基幹施設 又は研修施設	救命救急 センター	日本小児総合 医療施設協議会 の会員施設
862	139	103	808	271	33

平成27年厚生労働省調査

これまでの取組

- 院内の臓器移植に関する各種委員会の設置指導（平成23年～）
- 院内の臓器提供マニュアルの作成（平成23年～）
- 外部講師による講演、院内での臓器提供シミュレーション（平成23年～）
- 臓器移植に関する研修会の開催（平成23年～）

（院内体制整備事業実施施設数）

23年	24年	25年	26年	27年	28年
6	17	17	16	17	66

(2) 院内体制整備事業

院内体制整備事業

これまでは地域支援事業とひも付けされていたが、平成28年度からJOTと施設が直接契約



Aプラン	Bプラン	Cプラン
脳死判定 全くなし	脳死判定の準備が整っている 一部に不足有り	心停止・脳死下臓器提供の 経験有り
3施設	26施設	37施設
選択肢呈示・意思表示確認が できる体制	申し出があった時に 臓器提供可能な体制	常に選択肢呈示、臓器提供 可能な状態を維持

事業内容

院内各種委員会の設置指導、マニュアル整備
外部講師の紹介、検査シュミレーション、研修会の開催

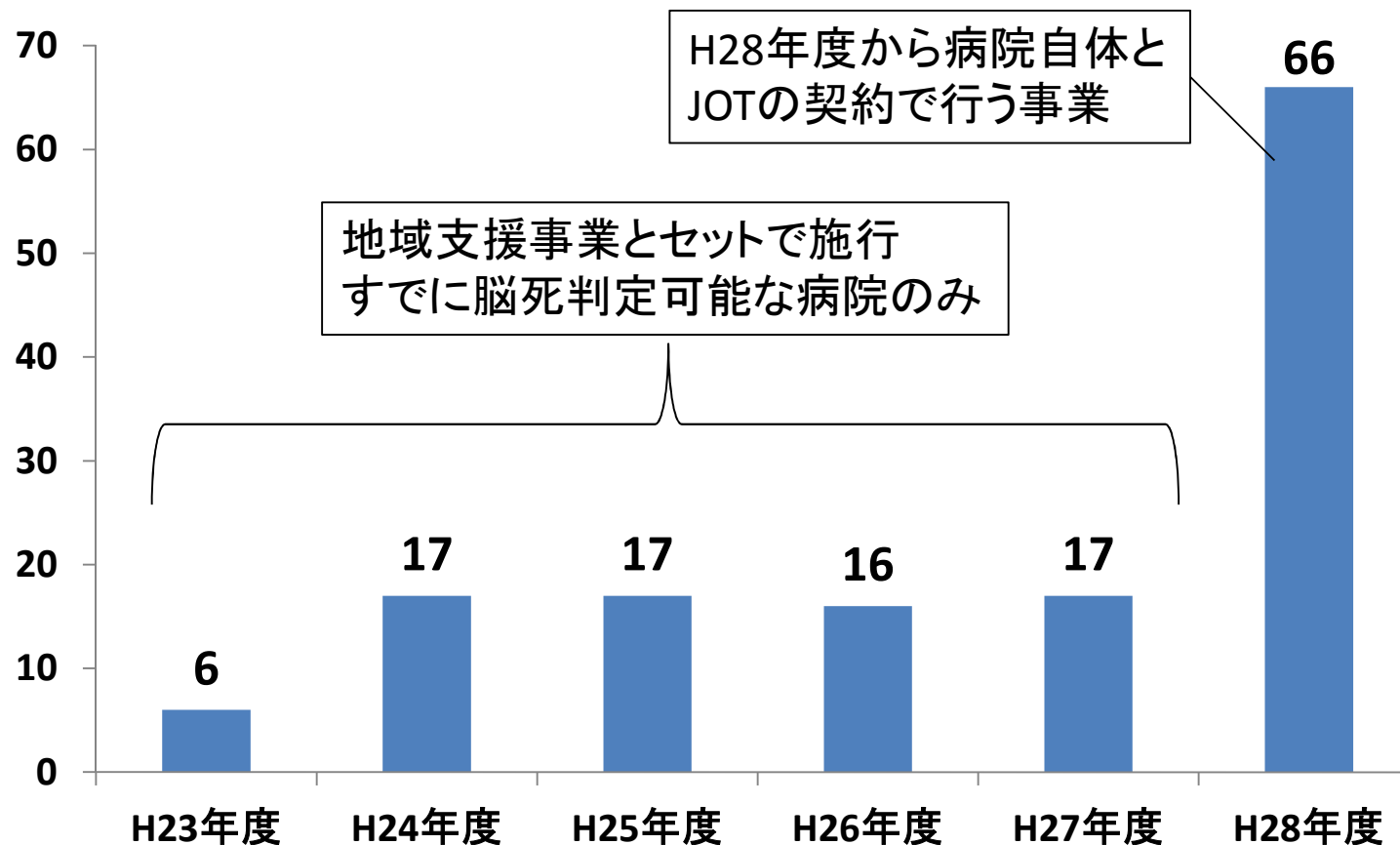


JOTコーディネーター、都道府県コーディネーターが支援



(2) 院内体制整備事業

これまでの院内体制整備事業との比較

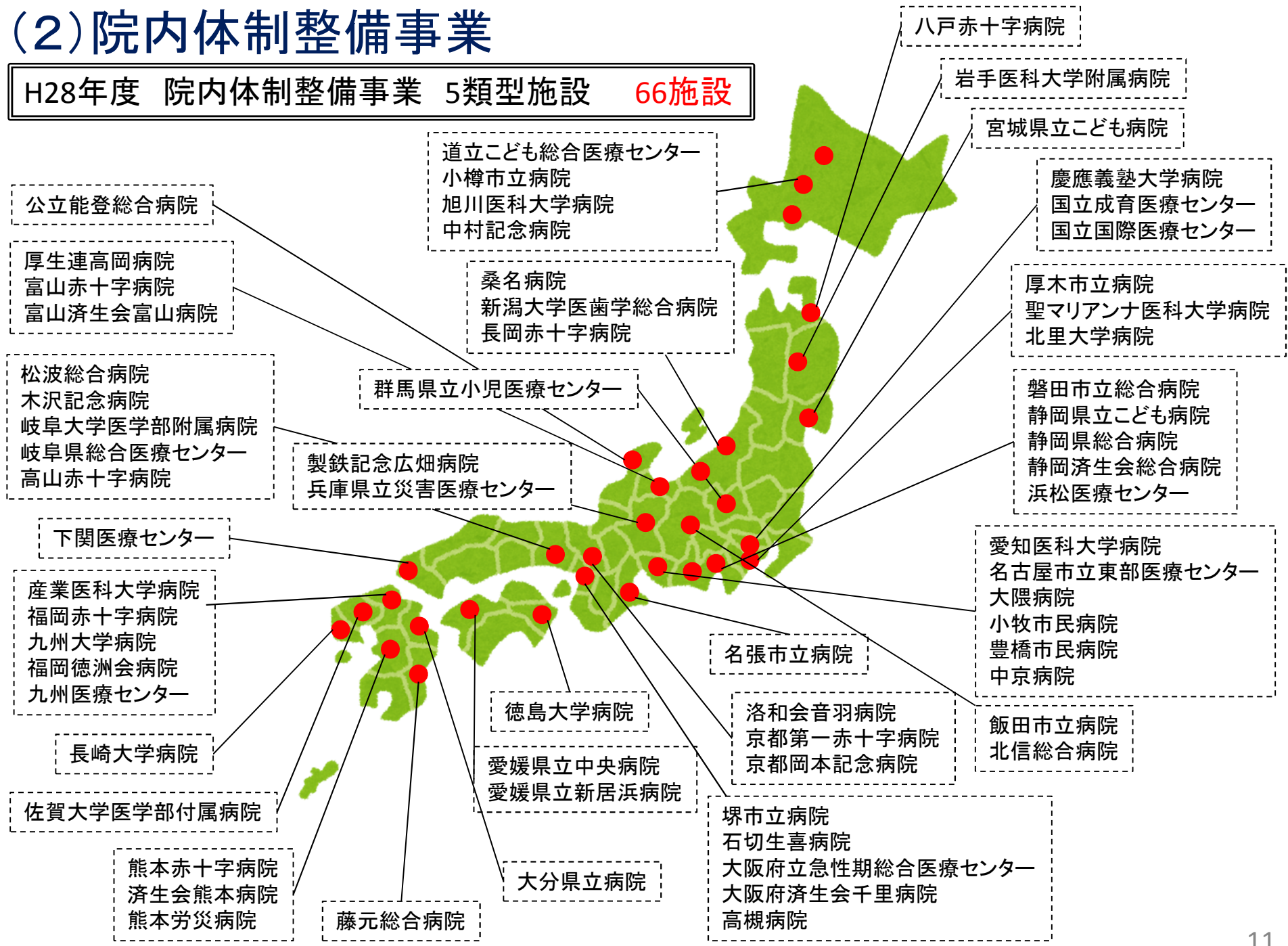


＜院内体制整備事業をした後、脳死下臓器提供があった施設＞

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
6	12	12	13	13	?

(2) 院内体制整備事業

H28年度 院内体制整備事業 5類型施設 66施設



(3) 臓器の提供が可能な施設への負担軽減策

これまでの取組

1. 法的脳死判定前の診断に係る取扱いの変更

法的脳死判定前の診断において、これまで法的脳死判定に準じた厳格な検査方法を行っていたが、各施設が通常行っている検査方法で判断しても良いこととした。

(平成27年9月質疑応答集改訂)

2. 脳死判定医の自施設2名要件の緩和

法的脳死判定医2名のうち1名は他施設からの支援医師でも可能とした。

(平成27年6月質疑応答集改訂)

3. レシピエント候補者への意思確認の早期化

第2回法的脳死判定終了後に行われていたレシピエント候補者への意思確認を、第1回法的脳死判定終了後に行えるようにした。(平成27年2月JOTへ移植室長通知発出)

4. 5類型施設間の搬送に係る取扱いの変更

2つの5類型施設が、同一建物や渡り廊下で繋がっているなどドナーを安全に移動させることができる場合のみ、法的脳死判定後の搬送を可能とした。

(平成27年6月質疑応答集改訂)

5. 各5類型施設からの臓器提供後の提出資料等の取扱いの変更

脳死下臓器提供事例の検証において、過去5年以内に適切な脳死下臓器提供を行った事がある場合等については、提出すべき資料の範囲を限定する。

(脳死下臓器提供検証会議、平成28年度から適用)